

総 政 企 第184号
平 成17年12月9日

統計審議会会長
美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣
竹 中 平 蔵

諮問第306号
海面漁業生産統計調査の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「海面漁業生産統計調査の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

農林水産省は、平成19年1月以降に実施される海面漁業生産統計調査（指定統計第54号を作成するための調査）について、水揚機関の大層を占める漁業協同組合の情報化の進展等を踏まえ、また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月4日閣議決定）に基づく農林水産統計の見直しにも対応するため、別添のとおり、調査の範囲、調査事項及び調査方法の変更等を行った上で実施することを計画している。

今回の改正計画については、統計体系の整備、統計需要への的確な対応、調査の効率的実施等の観点から検討する必要がある。